特定資産の帳簿価額の合計額	㉓＝(2)＋(3)＋(5)＋(7)＋(9)＋(10)＋(11)　円	特定資産の運用収入の合計額	㉕＝(13)＋(14)＋(16)＋(18)＋(20)＋(21)＋(22)　円
資産の帳簿価額の総額	㉔　円	総収入金額	㉖　円
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の５年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	㉗　円
		損金不算入となる給与	㉘　円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	㉙＝(㉓＋㉗＋㉘)／(㉔＋㉗＋㉘)　%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	㉚＝㉕／㉖　%
会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式（＊３）の発行の有無		有□　無□	

（＊３）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

2　被相続人及び経営承継相続人について

総株主等議決権数	相続の開始の直前		(a)　個	
	相続の開始の時		(b)　個	
被相続人	氏名			
	最後の住所			
	相続の開始の日の年齢			
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(c)＋(d)　個 ((c)＋(d))／(a)　%	
	相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(c)　個 (c)／(a)　%	
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
				(d)　個 (d)／(a)　%
	氏名			
	住所			
	相続の開始の直前における被相続人との続柄			
	相続の開始の日の翌日から５月を経過する日における代表者への就任の有無			□有　□無

経営承継相続人	相続の開始の直前における役員への就任の有無				□有　□無
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合				(e)＋(f)＋(g)　個 ((e)＋(f)＋(g))／(b)　%
	保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(e)　個 (e)／(a)　%	被相続人から相続又は遺贈により取得した数（＊１）	(f)　個
		相続の開始の時	(e)＋(f)　個 ((e)＋(f))／(b)　%		
		（＊１）のうち租税特別措置法第70条の７の２第１項の適用を受けようとする株式等に係る数（＊２）			個
		（＊２）のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数			個
	相続の開始の時における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		保有議決権数及びその割合
					(g)　個 (g)／(b)　%

3　相続の開始の時以後における特別子会社について

会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数		(a)　個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)／(a)　%

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　申請書の写し及び施行規則第７条第３項各号に掲げる書類を添付する。

4　施行規則第６条第２項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。

5　相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第６条第２項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。